

障がい福祉サービス

1. 利用料金は、次表のとおりです。

身体介護・通院等介助（身体介護を伴う場合）				
区分		基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）
				1割負担
30分未満	昼間	248	2,628円	263円
	早朝/夜間	310	3,286円	329円
	深夜	372	3,943円	395円
30分以上 1時間未満	昼間	392	4,155円	416円
	早朝/夜間	490	5,194円	520円
	深夜	588	6,232円	624円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	570	6,042円	605円
	早朝/夜間	713	7,557円	756円
	深夜	855	9,063円	907円
1時間30分以上 2時間未満	昼間	651	6,900円	690円
	早朝/夜間	814	8,628円	863円
	深夜	977	10,356円	1,036円
2時間以上 2時間30分未満	昼間	732	7,759円	776円
	早朝/夜間	915	9,699円	970円
	深夜	1098	11,638円	1,164円
2時間30分以上 3時間未満	昼間	813	8,617円	862円
	早朝/夜間	1016	10,769円	1,077円
	深夜	1220	12,932円	1,294円
3時間以上 30分増すごとに +81単位	昼間	894	9,476円	948円
	早朝/夜間	1118	11,850円	1,185円
	深夜	1341	14,214円	1,422円

生活援助				
区分		基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）
				1割負担
30分未満	昼間	102	1,081円	109円
	早朝/夜間	128	1,356円	136円
	深夜	153	1,621円	163円
30分以上 45分未満	昼間	148	1,568円	157円
	早朝/夜間	185	1,961円	197円
	深夜	222	2,353円	236円
45分以上 1時間未満	昼間	191	2,024円	203円
	早朝/夜間	239	2,533円	254円
	深夜	287	3,042円	305円
1時間以上 1時間15分未満	昼間	231	2,448円	245円
	早朝/夜間	289	3,063円	307円
	深夜	347	3,678円	368円
1時間15分以上 1時間30分未満	昼間	267	2,830円	283円
	早朝/夜間	334	3,540円	354円
	深夜	401	4,250円	425円
1時間30分以上 15分増すごとに +34単位	昼間	301	3,190円	319円
	早朝/夜間	377	3,996円	400円
	深夜	452	4,791円	480円

通院等介助（身体介護を伴わない場合）				
区分		基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）
				1割負担
30分未満	昼間	102	1,081円	109円
	早朝/夜間	128	1,356円	136円
	深夜	153	1,621円	163円
30分以上 1時間未満	昼間	191	2,024円	203円
	早朝/夜間	239	2,533円	254円
	深夜	287	3,042円	305円
1時間以上 1時間30分未満	昼間	267	2,830円	283円
	早朝/夜間	334	3,540円	354円
	深夜	401	4,250円	425円
1時間30分以上 30分増すごとに +68単位	昼間	335	3,551円	356円
	早朝/夜間	419	4,441円	445円
	深夜	503	5,331円	534円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 「通院等介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

- ① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。(円未満の端数は四捨五入)

提供時間帯名	早 朝	昼 間	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100 分の 50

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊 急 時 対 応 加 算	1,060 円	106 円	身体介護又は通院等介助(身体介護を伴う場合)に限る。 1 回の要請につき 1 回、利用者 1 人に対し、1 月に 2 回を限度とする
初 回 加 算	2,120 円	212 円	初回月、1 回のみ
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数× 303/1000× 地域区分	左記の 1 割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)

- ※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します(対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助(身体介護を伴う場合)に限ります)。
- ※ 初回加算は、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

- ② 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	算定回数等
利用者負担上限額管理加算	1590 円	159 円	1 月あたり、月 1 回が限度